

令和8年8月6日

土壌改良資材施用農家 様

近江八幡市農業再生協議会
会 長 西 村 恵

令和8年度経営所得安定対策産地交付金の
「土壌改良資材施用助成」に係る施用報告書等の提出について

平素は、当協議会運営に格別のご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記「土壌改良資材施用助成」(地域振興品質向上助成)につきまして、
取組み要件を満たされた方は、下記のとおり書類提出いただきますようお願い
いたします。
なお、対象作物は令和8年産麦または大豆(白・黒)です。

記

1. 提出場所 近江八幡市農業再生協議会またはJ A営農振興センター
2. 提出期限 令和8年8月31日(月) 期限厳守
3. 提出書類 別紙「土壌改良資材施用報告書」、資材購入伝票等の写し
J Aで資材購入された場合も、伝票等の写し必要

■取組み要件等

該当圃場に対して、土壌改良資材10a当たり基準施用量の8割施用を満たすこと。
生産性向上のため、排水対策および土づくりを合わせて実施すること。

令和8年産作物のために購入された土壌改良資材が対象。
前年以前の使い残した資材は対象外。

■Excelでの様式をご利用の方は、J Aグリーン近江のホームページのお知らせ
欄「近江八幡市農業再生協議会事務局」よりダウンロードしてください。